

令和8年第1回神奈川県議会定例会

提出議案説明附属資料

(2月12日提案分)

環境農政局

目

次

ページ

1 神奈川県漁港管理条例 新旧対照表..... 1

新旧対照表

1 神奈川県漁港管理条例

新	旧																				
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第18条 次の表の左欄に掲げる甲種漁港施設（以下「指定管理施設」という。）の管理に関する業務のうち、同表の右欄に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">甲種漁港施設</th> <th style="text-align: center;">業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(削除)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(削除)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	甲種漁港施設	業務	(削除)		(略)		(削除)		(略)		<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第18条 次の表の左欄に掲げる甲種漁港施設（以下「指定管理施設」という。）の管理に関する業務のうち、同表の右欄に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">甲種漁港施設</th> <th style="text-align: center;">業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">本港特別泊地</td> <td>施設の維持管理及び巡視に関する業務並びに施設内の船舟の航行の誘導に関する業務その他の施設の利用に関する業務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">本港環境整備施設</td> <td>施設の維持管理及び施設を利用する者に対する誘導に関する業務その他の施設の利用に関する業務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(利用時間)</p> <p>第24条 <u>次条第1項第1号及び第2号に掲げる甲種漁港施設の利用時間は、指定管理者が知事の承認を得て定める。</u></p> <p>(利用料金の納付)</p> <p>第25条 第12条第1項の規定にかかわらず、<u>次に掲げる甲種漁港施設</u>を利用しようとする者は、当該甲種漁港施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。</p> <p style="margin-left: 2em;">(1) <u>本港特別泊地</u> (2) <u>本港環境整備施設（駐車場に限る。）</u> (3) <u>宮川環境整備施設（駐車場に限る。）</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(利用料金の不還付)</p> <p>第27条 既に納付された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が、災害その他<u>第25条第1項各号に掲げる甲種漁港施設</u>を利用しようとする者の責めに帰することができない理由によつて当該甲種漁港施設を利用することができないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>別表第4（第25条関係） 施設利用料金の上限額</p>	甲種漁港施設	業務	本港特別泊地	施設の維持管理及び巡視に関する業務並びに施設内の船舟の航行の誘導に関する業務その他の施設の利用に関する業務	(略)		本港環境整備施設	施設の維持管理及び施設を利用する者に対する誘導に関する業務その他の施設の利用に関する業務	(略)	
甲種漁港施設	業務																				
(削除)																					
(略)																					
(削除)																					
(略)																					
甲種漁港施設	業務																				
本港特別泊地	施設の維持管理及び巡視に関する業務並びに施設内の船舟の航行の誘導に関する業務その他の施設の利用に関する業務																				
(略)																					
本港環境整備施設	施設の維持管理及び施設を利用する者に対する誘導に関する業務その他の施設の利用に関する業務																				
(略)																					
<p>第24条 <u>削除</u></p> <p>(利用料金の納付)</p> <p>第25条 第12条第1項の規定にかかわらず、<u>宮川環境整備施設（駐車場に限る。）</u>を利用しようとする者は、当該甲種漁港施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。</p> <p style="margin-left: 2em;">(削除) (削除) (削除)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(利用料金の不還付)</p> <p>第27条 既に納付された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が、災害その他<u>宮川環境整備施設（駐車場に限る。）</u>を利用しようとする者の責めに帰することができない理由によつて当該甲種漁港施設を利用することができないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>別表第4（第25条関係） 施設利用料金の上限額</p>	<p>第24条 <u>次条第1項第1号及び第2号に掲げる甲種漁港施設の利用時間は、指定管理者が知事の承認を得て定める。</u></p> <p>(利用料金の納付)</p> <p>第25条 第12条第1項の規定にかかわらず、<u>次に掲げる甲種漁港施設</u>を利用しようとする者は、当該甲種漁港施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。</p> <p style="margin-left: 2em;">(1) <u>本港特別泊地</u> (2) <u>本港環境整備施設（駐車場に限る。）</u> (3) <u>宮川環境整備施設（駐車場に限る。）</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(利用料金の不還付)</p> <p>第27条 既に納付された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が、災害その他<u>第25条第1項各号に掲げる甲種漁港施設</u>を利用しようとする者の責めに帰することができない理由によつて当該甲種漁港施設を利用することができないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>別表第4（第25条関係） 施設利用料金の上限額</p>																				

新			旧		
(削除)				長さ6メートル以下のヨット又はボート 1 そう 1回 1,100円	
			長さ6メートルを超えるヨット又はボート 1 そう 1回 1,100円に6メートルを超える長さ1メートルまでごとに500円を加算した額		
駐車料	宮川環境整備施設区域の駐車場	1台1日につき 520円。 ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあつては、1,040円とする。	本港環境整備施設区域の駐車場 1台1時間につき 210円	宮川環境整備施設区域の駐車場 1台1日につき 520円。 ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあつては、1,040円とする。	
(削除)	備考 この表中1日に満たない場合又は1日に端数が生じた場合は、その満たない数又は端数を1日とみなして算定する。		備考 1 1回とは、一の利用日における継続的な利用をいう。 2 この表中1時間又は1日に満たない場合又はそれらに端数が生じた場合は、それぞれの満たない数又は端数を1時間又は1日とみなして算定する。		